

2018-2019  
RIテーマ



インスピレーションになる

創立/1954年(昭和29年)6月30日  
事務局/〒915-8522 越前市塚町101 武生商工会館内  
TEL.0778-23-5210・FAX.0778-22-2333 E-mail:takefurc@es.ttn.ne.jp

# TAKEFU WEEKLY



Rotary Club of Takefu

例会日/毎週火曜日  
会長/田中大成

例会場/武生商工会館  
幹事/三田村久光  
会報委員長/塩田憲康

柄を拘束されることが多いのですが、逆に逃亡や証拠隠滅の可能性がなく、起訴猶予の可能性がある場合には書類送検の手続きとなります。

日本においては起訴された場合99.9%の確率で有罪となります。残りの0.1%は不起訴となるわけですが、これに関しては検察が裁判にかけられるかかけないかということです。不起訴の種類としては

- ・嫌疑なし…誤認逮捕
- ・嫌疑不十分…疑いの可能性はあるものの、裁判で立証するのが難しい場合
- ・親告罪の告訴取り下げ…親告の取り下げがあった場合
- ・起訴猶予…証拠が十分あり起訴することも可能だが、あえて起訴せず見送る場合

が挙げられます。このように、書類送検の場合には不起訴となる可能性があることから、容疑者と表現しないのがマスコミの考え方です。

警察関係のことでよく皆さんから聞かれることがあるのでお話させて頂きたいと思います。福井新聞社では、読者モニター会議を開いていて、そこでよく「万引きで捕まった人をなぜ名前まで出して掲載するのですか?万引きで捕まっただけなのに、今後更生できないんじゃないですか?」などと質問を受けます。窃盗の情報は、警察の発表によるものですが、実際に警察が犯罪事実をマスコミ発表してなかで、すべての窃盗犯を発表しているのではなく、常習的な窃盗犯のみを発表しています。また、最近の傾向として、万引きで捕まる人が若い人たちから高齢者へと変わってきています。マスコミとしても罪自体に軽重は問えず、逮捕した事実を伝えなければなりません。

今から3年ほど前の、電通の高橋まつりさんの過労死の話をご存知だと思いますが、この事件を皆さんはどのように思われたでしょうか?我々の業界の中では、労働基準法違反事件を裁判にしたことが時代の新しい流れだと考えます。以前までは、このような労働基準法違反事件を検察側は略式起訴として罰金処分としてきましたが、この時、東京簡易裁判所は略式起訴不相当として裁判を要請しました。それにより、電通の山本社長も法廷で証言することになり、最終的な結果としては、過去の労働基準法違反事件同様に略式起訴で罰金50万円となりましたが、電通の実態が公にされ、大きなイメージダウンになりました。

**本日(8月28日)の例会**  
会員卓話  
「岡太神社・大瀧神社1300年大祭について」三田村士郎会員

9月4日  
第一例会行事  
新入会員卓話  
土本喜則会員

9月11日  
夜間例会  
武生国際音楽祭2018

9月18日  
ロータリー情報  
宇野晃成委員長

このように、時代の流れに合わせて色々なことが変化しています。そんな変化を、今後も新聞を読みながら感じていただければと思います。

## 会員寄稿 塩田憲康会員

少し前の話になりますが、12時間掛けて自転車で伊勢神宮に行ってきました。翌日は、伊勢神宮を含め7カ所で御朱印を頂き電車で帰って来ましたが、四日市で豚テキ食べたり、伊勢ではご当地の伊勢うどん、赤福を食べたりとグルメな旅を堪能しました。



ニコニコ箱 …… 30,000円 累計 363,000円

- ・山下様よろしくお祈りします。  
【田中大成】【辻岡俊三】【三田村久光】
- ・福井新聞社の山下さん、ようこそ。 【石川満夫】
- ・山下さん今日のごくろうさまで。お話し楽しみにしております。 【谷尾榮一】
- ・早退させてもらいます。 【田中 茂】
- ・ご声援ありがとうございました。 【宇野晃成】
- ・連続出席自祝 5年連続出席することができました。本日例会欠席します。 【宇野賢治】
- ・チョット 【西野昌美】【小林慶治】
- ・誕生日自祝 【塩田憲康】
- ・山下君、今日は快く引き受けてくれてありがとう。よろしくお祈りします。 【上野 巖】
- ・本日初めてのニコニコ箱を発表させて頂きました。慣れない事ですみません。 【柿谷好彦】

## 例会変更情報/福井県内ビジター受付 (8月29日~9月11日)

- 8月28日 福井南RC 12:00~12:30 織協ビル正面玄関
  - 8月31日 福井西RC 12:00~12:30 バードグリーンホテル
  - 8月31日 福井あじさいRC 12:00~12:30 ホテルリバージュアケボノ
  - 9月 6日 武生府中RC 12:00~12:30 JA越前たけふ農協会館1階
- \*変更の無い各クラブの定例会については、ロータリーのホームページ等にてご確認ください。

## 第3097回 例会記録 平成30年8月21日(火)

本日出席会員34名

メイクアップ(前々回) 2名

出席率(前々回補正) 78.85%

ロータリーソング「我等の生業」

ゲスト 福井新聞社

参与・特別論説委員 山下裕己氏

会員総数  
53名

## 会長挨拶 第65代会長 田中大成



本日のゲストを紹介させていただきます。福井新聞社参与特別論説委員の山下様です。本日はどうぞよろしくお願い致します。

さて、皆さんはお盆休みをどのように過ご

されましたか?旅行に行かれた方もいたと思いますし、遠方に居る家族が帰省してきた方もいらっしゃると思います。私の家は名古屋の娘夫婦が2歳の子供と一緒に帰省していました。

ちょうどお盆の休みに、山口県で12日午前から行方が分からなくなっていた2歳児の藤本理稀(よしき)ちゃんが、15日の午前6時半ごろ、大分県からボランティアで駆けつけた尾畠春夫さん(78)によって近くの山中で見つかったという記事がありました。病院に搬送された、よしきくんは軽い脱水症状がみられるものの、健康状態に問題はないとのことでした。

日本中が心配した2歳児は、3日ぶりに奇跡の生還を果たした訳ですが、私にとっては娘夫婦の子供も2歳ということもあり、他人事とは思えない記事でした。本当に良かったと思います。

発見したボランティアの尾畠さんのバックに書かれていた言葉が印象的でした。それは「受けたご恩は石に刻み、かけた情けは水に流せ」でした。非常に意味深い言葉で、大事な心構えだと思いました。

## プログラム

ゲスト卓話

「ニュースの雑学」 山下裕己氏



今ほどご紹介に預かりました山下裕己と申します。今日は「ニュースの雑学」ということで、新聞に掲載されている記事の背景や裏話などをお話したいと思います。

今年の春、強制わいせつ容疑でTOKIOの山口達也さんが書類送検されました。この時、疑問に思われた方もいらっしゃるかも知れませんが、新聞では「山口達也メンバー」と表現されました。一般には、逮捕された人については容疑者という表現をしますが、書類送検で警察に拘束されない場合は、起訴がされないかもしれない可能性から、肩書きもしくは敬称で表現されます。

今から30年ほど前までは、新聞では容疑のかかった人はすべて名前を呼び捨てにしていましたが、人権擁護の観点から、容疑者とはいえない刑が確定していない人を呼び捨てにするのは良くないとのことで、現在では、各社とも容疑者、肩書きもしくは敬称での呼び方を採用しています。

ただし、強制わいせつ罪自体は非常に重い刑である。また、親告罪だったため、誰かが訴えなければ罪は成立しなかったのですが、昨年の夏に刑法が改正され親告罪という条項が削除され、被害者の親告がなくとも、疑いがあり捜査の結果有罪の可能性が高ければ起訴されることがあることから、山口達也氏の場合は、「さん」という表現ではなく、「メンバー」という表現がされました。

皆さんは、警察のお世話になる事もないので詳しくは存じ上げないと思いますが、山口達也氏のように、書類送検される場合と、逮捕され身柄を拘束された場合とでは罪自体に変わりはなく、単なる警察の手続きが違うだけなのです。一般的には、逃亡の恐れや証拠隠滅の可能性があることから逮捕され身